

サービス管理責任者等研修の見直しに関するQ & A

1. 実践研修について

(実践研修受講に必要な要件)

問1 基礎研修修了後、実践研修受講に必要な通算2年間以上の業務とは、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者（以下「サービス管理責任者等」という。）が行う個別支援計画の原案作成に係る業務に限られるのか。

(答)

基礎研修修了者は、今後サービス管理責任者等の業務を担うことが予定されることから、実践研修受講に当たって必要な実務経験は、主として個別支援計画の原案作成等に係る業務を担うことを想定しているが、「指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等(平成18年厚生労働省告示第544号。以下「サービス管理責任者資格要件告示」という。)」及び「障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの(平成24年厚生労働省告示第230号。以下「児童発達支援管理責任者資格要件告示」という。)」(以下これらを「告示」という。)において、「相談支援の業務又は直接支援の業務」としており、必ずしも個別支援計画の原案作成等の業務のみに限られるものではない(サービス管理責任者資格要件告示第1号イの(2)の(二)のa及び児童発達支援管理責任者資格要件告示第2号のロの(1)参照)。

2. 研修分野統合について

(サービス管理責任者等の要件)

問2 従来のサービス管理責任者研修の各分野(介護、地域生活(身体)、地域生活(知的・精神)及び就労の各分野をいう。以下同じ。)及び児童発達支援管理責任者研修のカリキュラムを統一することだが、サービス管理責任者が児童発達支援管理責任者にもなれるということか。

(答)

サービス管理責任者等の要件については、それぞれの告示において、①実務経験者であること及び②研修修了者であることを規定している。

平成31年3月29日付障発0329第19号による改正後のサービス管理責任者研修事業実施要綱において、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の研修カリキュラムは共通の内容としているため、②の要件は統一される。一方、①の要件については、これまでと同様、それぞれの要件が必要になる。なお、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の双方に係る①の要件を満たす者が

②の要件を満たした場合、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の業務に従事することが可能となる。

(研修の実施方法)

問3 分野を超えた連携を図るための共通基盤を構築するという今回の研修の見直しの趣旨を踏まえれば、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の両研修を同一の日程で行う方が望ましいと考えるが、いかがか。

(答)

お見込みのとおり。

ただし、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者については根拠となる法律（障害者総合支援法及び児童福祉法）が異なることから、修了証書及び修了者名簿については、それぞれ分けて管理するよう留意されたい。

3. 経過措置等について

(更新研修の受講)

問4 改正前の告示に定めるサービス管理責任者等の研修を修了している者は、5年ごとに更新研修を受講する必要があるが、その起算点はいつか。

(答)

起算点は、平成35年度までの間に更新研修の修了者となった日の属する年度の翌年度となる。

平成31年厚生労働省告示第109号及び第110号による改正前の告示に定めるサービス管理責任者等の研修を平成30年度までに修了している者については、平成35年度までの間に更新研修を受講することになる。また、2回目以降の更新研修は、1回目の更新研修の修了者となった日の属する年度の翌年度を初年度として5年度ごとに修了する必要がある（サービス管理責任者資格要件告示第1号ロ及び児童発達支援管理責任者資格要件告示第3号参照）。

なお、平成35年度に受講者が集中することを防ぐため、計画的な更新研修の受講が可能となるよう配慮いただきたい（平成31年3月7日全国障害保健福祉関係主管課長会議資料参照）。

(改正前の告示に基づく研修修了者)

問5 改正前の告示に定めるサービス管理責任者研修を修了済みでサービス管理責任者として必要な実務要件を満たしている者は、サービス管理責任者に係る各分野のサービスに従事することが可能であるか。

(答)

お見込みのとおり。

告示上、平成36年3月31日までの間は、サービス管理責任者等として「現に従事しているものとみなす」と規定している。サービス管理責任者資格要件告示

第1号ロ及び児童発達支援管理責任者資格要件告示第3号参照。)

従って、サービス管理責任者として従事するために必要な改正後の告示に基づく研修修了要件を満たした者であることとみなされ、サービス管理責任者に係る各分野の業務に従事することが可能であるほか、1回目の更新研修を受講する要件を満たすこととなる。

また、サービス管理責任者研修事業実施要綱において、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の研修カリキュラムは共通の内容としているため、上記の者が児童発達支援管理責任者として必要な実務要件も満たしている場合は、児童発達支援管理責任者の業務にも従事することが可能である。同様に、改正前の告示に定める児童発達支援管理責任者研修を修了済みでサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者として必要な実務要件を満たしている者は、サービス管理責任者の業務にも従事することが可能である。

(直接支援業務の考え方について)

問6 改正後のサービス管理責任者資格要件告示第一号イの(1)の(二)に定める「直接支援の業務」については、「その訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導その他職業訓練又は職業教育に係る業務」のみに限定され、入浴、排せつ等の業務は含まれないのか。

(答)

「直接支援の業務」とは、従前通り、入浴、排せつ等の業務が直接支援の業務に含まれるものであり、研修受講者の募集に当たっては留意されたい。

なお、改正後の告示においても「直接支援の業務」の考え方の変更は行っていないが、改正後のサービス管理責任者資格要件告示イの(1)の(二)では、「その訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導その他職業訓練又は職業教育に係る業務」に限定されることとなってしまうため、現在、官報の訂正手続を行っており、従前の規定に戻すことを予定している。

<参考：訂正後の告示(案)>

訂正後の内容(第1号イの(1)の(二)) (正しい規定)	訂正前の内容(第1号イの(1)の(二)) (誤った規定)
…入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う 業務 又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援(以下「訓練等」という。)を行い、並びにその訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う 業務 その他 職業訓練又は職業教育に係る 業務 (以下「直接支援の業務」という。)に従事した期間	…入浴、排せつ、食事その他の介護を行った 期間 、その者及びその介護者に対して介護に関する指導又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援(以下「訓練等」という。)を行った 期間 並びに その訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導その他職業訓練又は職業教育に係る 業務 (以下「直接支援の業務」という。)に従事した 期間

4. 研修受講における対応について

(研修受講時の実務経験について)

問7-1 基礎研修については実務経験を満たす2年前から受講可、実践研修については基礎研修修了後から一定の実務経験を積むこと、更新研修については過去5年間に2年以上の実務経験、又は現に業務に従事していることが求められるが、それぞれの研修受講において求められる実務の内容について示されたい。

(答)

下表のとおり。なお、サービス管理責任者の更新研修を受講する際には、児童発達支援管理責任者は実務経験として認められず、児童発達支援管理責任者の更新研修を受講する際には、サービス管理責任者は実務経験として認められないことに留意すること。

研修名	実務経験の内容	
	サービス管理責任者研修	児童発達支援管理責任者研修
基礎研修	サービス管理責任者資格要件告示第1号イの(1)に規定する実務経験	児童発達支援管理責任者資格要件告示第1号に規定する実務経験
実践研修	同上	同上
更新研修	サービス管理責任者、管理者、相談支援専門員	児童発達支援管理責任者、管理者、相談支援専門員

(実務経験の確認方法について)

問7-2 問7-1で示されたそれぞれの研修受講において求められる実務経験の確認方法について示されたい。

(答)

平成18年6月23日付け事務連絡(別紙)において施設長等に対して確認を求めるようにお示ししているところであるため、研修受講時の実務経験の確認においても、これを踏まえ各実施主体において適切に対応されたい。

(名簿管理について)

問8 問3において、別々に名簿を管理することとしているが、管理の際の留意点はあるか。

(答)

問3でお示したとおり、サービス管理責任者研修及び児童発達支援管理責任者研修を同一の日程で実施した場合に、それぞれの受講者について、いずれか一方のみの受講なのか、両者の受講なのか、本人の意向及び実務要件を申込みの際に確認し、適切に修了証を発行し、名簿管理を行うこと。

なお、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の双方に係る実務要件

を満たす者がサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の研修に係る修了証を希望するときは、両者の修了証を発行して差し支えない。